

だい しょう にゅうがく
第1章 入学にあたって

にゅうがく じ ていしゅつしよるい
1. 入学時の「提出書類」

つぎ しよるい かなら がつ にち すい ていしゅつ くだ
 次の書類は、必ず4月15日（水）までに提出して下さい。

ていしゅつしよるい 提出書類	び 備	こう 考
① こじん 個人カード	すべ こうもく せいかく きにゆう	ていしゅつ くだ 全ての項目を正確に記入してから提出して下さい。
② パスポート（写し）	かおじゃしん ペー ジ りゅうがく び ざしゅとく	こうしん ごと 顔写真のページと留学ビザ取得または更新後のページ
③ がいこくじんとうろくしょうめいしよ うつ 外国人登録証明書（写し）	おもてめん うらめん	表面と裏面
④ こくみんけんこう ほけんしよ うつ 国民健康保険証（写し）	す し く まち やくしよ	かにゆうてつづ くだ 住んでいる市・区・町の役所で加入手続きをして下さい。
⑤ こせき か しょうめいしよ うつ 戸籍、またはこれに代わる証明書（写し）	ちゅうごくしゅつしん がくせい とく ちほ	中国出身の学生は「戸口簿」になります。
⑥ じゅうきよ ちんたいけいやくしよ うつ 住居の賃貸契約書（写し）	じぶんがい ひと どうきよにん ちんたいけいやくしや けいやくしよ じぶん	自分以外の人（同居人）が賃貸契約者で、契約書に自分の なまえ か ばあい ちんたいけいやくしやめいとどけ ていしゅつ 名前が書かれていない場合は「賃貸契約者名届」を提出 くだ ようし がくせいしえんか して下さい。（用紙は学生支援課）
⑦ しかくしゅとくりれきしよ 資格取得履歴書	も しかく せいかく きにゆう	ていしゅつ くだ 持っている資格を正確に記入してから提出して下さい。
⑧ ざいしよくしょうめいしよ 在職証明書	しかくがいかつどうきよかしよ	も ばあい 現在、「資格外活動許可書」を持っている場合は、アルバイト きき かいしや かくにん う しかくがいかつどうきよかしよ 先の会社で確認を受けて「資格外活動許可書」のコピーと あわ ていしゅつ くだ 併せて提出して下さい。
⑨ しひりゅうがくせいしゅぎょうりょういちぶめんじょしんせいしよ 私費留学生授業料一部免除申請書	すべ こうもく せいかく きにゆう	ほんにん きんきゅうれんらくにん 全ての項目を正確に記入して、本人および緊急連絡人の なつしん ていしゅつ くだ 捺印をしてから提出して下さい。

ざいりゅうしかく へんこう ざいりゅうきかん こうしん
2. 「在留資格」の変更、「在留期間」の更新について

にほん だいがく りゅうがく ざいりゅうしかく ひつよう しんにゅうがくせい がつ にち
 日本の大学で学ぶためには、「留学」の在留資格が必要です。新入学生は4月30日までに

にゅうこくかんりきよく かなら ざいりゅうしかくへんこう てつづ おこなつ くだ てつづ りゅうがく
 入国管理局で必ず在留資格変更の手続きを行って下さい。この手続きによって、「留学」と

ざいりゅうしかく ねんかん ねんかん え りゅうがく ざいりゅうしかく も
 しての在留資格が2年間あるいは1年間得られます。すでに「留学」の在留資格を持っている

がくせい ざいりゅうきかん こ ざいがく がくせい ざいりゅうきかん こうしんてつづ ひつよう りゅうがく
 学生でも、在留期間を超えて在学する学生は在留期間の更新手続きが必要です。「留学」への

ざいりゅうしかくへんこう ざいりゅうきかんこうしん てつづ つぎ しょうい ひつよう しんせいしょうよし にゅうこく
 在留資格変更および在留期間更新の手続きには次の書類が必要です。申請書用紙は入国

かんりきょく がくせいしえんか
 管理局・学生支援課にあります。

<p>ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更</p> <p>しんにゅうがくせい <新入学生></p>	<p>ざいりゅうきかん こうしん 在留期間の更新</p> <p>ざいりゅうきかんまんりょうび かげつまえ しんせいかのう <在留期間満了日の2ヶ月前から申請可能></p>
<p>ひつようしょうい 【必要書類】</p> <p>ざいりゅうしかくへんこうきょかしのせいしよ ① 在留資格変更許可申請書</p> <p>けいひしべん りっしょう しりょう ② 経費支弁を立証する資料</p> <p>そうきんしょうめいしよ よきんつうちょう うつ (送金証明書、預金通帳などの写し)</p> <p>にゅうがくきょかしょ うつ ③ 入学許可書の写し</p> <p>げんぼん ④ パスポート (原本)</p> <p>がいこくじんとうろくしょうめいしよ げんぼん ⑤ 外国人登録証明書 (原本)</p> <p>てすうりょう えん しゅうにゅういんし ちようふ ⑥ 手数料4,000円 (収入印紙を貼付)</p>	<p>ひつようしょうい 【必要書類】</p> <p>ざいりゅうきかんこうしんきょかしのせいしよ ① 在留期間更新許可申請書</p> <p>けいひしべん りっしょう しりょう ② 経費支弁を立証する資料</p> <p>そうきんしょうめいしよ よきんつうちょう うつ (送金証明書、預金通帳などの写し)</p> <p>ざいがくしょうめいしよ ③ 在学証明書</p> <p>せいせきしょうめいしよ ④ 成績証明書</p> <p>げんぼん ⑤ パスポート (原本)</p> <p>がいこくじんとうろくしょうめいしよ げんぼん ⑥ 外国人登録証明書 (原本)</p> <p>がくせいしよ げんぼん ⑦ 学生証 (原本)</p> <p>てすうりょう えん しゅうにゅういんし ちようふ ⑧ 手数料4,000円 (収入印紙を貼付)</p>
<p>ちゅう けいひしべん りっしょう しりょう ぼこく そうきん ばあい そうきんしょうめいしよ (注1) 「経費支弁を立証する資料」としては、母国から送金がある場合は「送金証明書」</p> <p>りっしょう ぼこく せいかつひ じさん ばあい じき きんがく めいかく だけで立証できますが、母国から生活費を持参した場合は、その時期・金額を明確に</p> <p>りっしょう かなら いちど じぶんめいぎ ぎんこうこうざ よきん ひつよう とき ひ 立証できるように、必ず一度、自分名義の銀行口座に預金してから、必要な時に引き</p> <p>だ つか たいせつ 出して使うことが大切です。</p> <p>ちゅう しゅうにゅういんし ゆうびんきょく とうきょうにゅうこくかんりきょく こうにゅう (注2) 収入印紙は郵便局、東京入国管理局、コンビニなどで購入できます。</p> <p>ちゅう ゆうこうきげん こうしん ぼこく にほんたいしかん おこな くだ (注3) 「パスポート」にも有効期限があります。更新は、母国の日本大使館で行って下さい。</p>	

しんせいてつづ さき とうきょうにゅうこくかんりきょく しんせい こうしんてつづき かい
 * 申請手続き先：東京入国管理局「申請・更新手続」2階Bカウンター

うけつけじかん げつようび きんようび じ じ じ じ
 <受付時間：月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時>

しんさけつが ごとつ ゆうびん しんせいしゃほんにんあて げんじゆうしょ れんらく き
○審査結果は後日、「はがき」(郵便)で、申請者本人宛(現住所)に連絡が来ます。

とうきょうにゆうこくかん りきよく りゆうがく たんとうぶもん
※ 東京入国管理局 : 03-5796-7253 (留学ビザ担当部門)

3. 「外国人登録」の変更申請について

だいがくにゆうがく てんきよ ひっこし どう かきじこう へんこう ばあい かいない しまかつ し く
大学入学によって、転居(引越し)等で下記事項を変更した場合は、14日以内に所轄の市・区・

まち やくしよ とど で くだ
町などの役所に届け出て下さい。

へんこう じこう 変更する事項	しんせいじ ひつようしよるい 申請時の必要書類	へんこう じこう 変更する事項	しんせいじ ひつようしよるい 申請時の必要書類
きよ じゆう ち 居住地		し めい 氏名	しゃしん まい 写真2枚
ざいりゆうしかく 在留資格	パスポート	ざいりゆうきかん 在留期間	パスポート

外国人登録の切替え申請

とうろくしやうめいしよゆうゆうこうきかん ばあい ねんかん ゆうこうきかん こ にほん たいざい ばあい
登録証明書の有効期間は、留学生の場合5年間です。有効期間を超えて日本に滞在する場合は、

やくしよ きりか しんせい おこな ひつよう
役所で切替え申請を行う必要があります。

4. 「国民健康保険」の加入について

(1) 加入義務と加入手続き

にほん ほうりつ ねんいじやうにほん りゆうがくせい こくみんけんこうほけん かにゆう
日本の法律では、1年以上日本に滞在する留学生は、すべて国民健康保険に加入することが

ぎむ かにゆうてつづ がいこくじんとうろくしやうめいしよ も がいこくじんとうろく おこな し
義務づけられています。加入手続きは「外国人登録証明書」を持って、外国人登録を行った市・

く まち やくしよ こくみんけんこうほけんたんとうか おこな くだ まいつきしはら ほけんりやう しょとく
区・町などの役所の国民健康保険担当課で行って下さい。毎月支払う保険料については、所得

いっていきんがくみまん じじやう やくしよ みと げんがくせいど
が一定金額未満などの事情により役所が認めた場合は、減額制度もあります。

(2) 医療費の自己負担(一部負担金)について

びやういん ほけんしやう ていじ いりやうひそうがく いちぶふたんきん しはら
病院にかかったときに、「保険証」を提示すれば医療費総額の30%を一部負担金として支払うだ

しんりやう う どうげつない どういつびやういん ほんにんふたんがく
けで、診療を受けることができます。また、同月内、同一病院における本人負担額が

いっていきんがくいじやう ばあい こ きんがく せいきやう はら もど こうがくりやうやうひ
一定金額以上の場合には、その超えた金額が請求により払い戻される「高額療養費

せいど おお びやうき にゆういん ばあい ゆうり とく さだ しんりやうじかん
制度」もあるので、大きな病気や入院をした場合には有利です。特に定められた診療時間で

じかん しんりやう う わりましりやうきん せいきやう ばあい ちゆうい
はない時間に診療を受けると、割増料金を請求される場合がありますので、注意して下さい。